

江の川上流河川環境改善協議会 規約 (改正案)

(名称)

第1条 本会は、江の川上流河川環境改善協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、江の川上流域の河川環境の改善を図るため、関係機関の情報交換及び事業・活動の調整をもって、円滑で計画的な河川環境の改善の取組を推進することを目的とする。

(範囲)

第3条 協議会において調整する対象範囲は下記のとおりとする。

- ① 江の川：三次河川国道事務所管理区間
- ② 上下川：灰塚ダムから馬洗川合流地点
- ③ ①、②の区間において流入するその他の支川

(協議事項)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、下記に関する情報交換・調整を行う。

- ① 河川の現状及び環境改善に関する事項
- ② 環境改善を目的とした河道整備に関する事項
- ③ 外来種に関する事項
- ④ ダム放流に関する事項
- ⑤ 河川の清掃に関する事項
- ⑥ 河川環境啓発に関する事項

(構成)

第5条 協議会は、別表-1に掲げる委員によって構成する。

2. 協議会に会長および副会長を各1名置き、会長は三次河川国道事務所長、副会長は土師ダム管理所長をもってあてる。
3. 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
4. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
5. 協議会は、必要に応じて別表-2に掲げる有識者の出席及び第4条の協議事項に関する助言を求めることができる。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、第4条に定める協議事項を処理するため、会長が招集する。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、専門部会を設けることができる。

2. 専門部会として「土師ダム・灰塚ダム環境放流検討部会」を設ける。
3. 専門部会として「江の川上流河道環境改善検討部会」を設ける。

(公開)

第8条 協議会は原則として公開とする。ただし、協議事項の内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第10条 本規約は、協議会の合意を得て改正することができる。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(附 則) 本規約は平成27年11月10日から施行する。

平成28年 7月20日改正

平成30年 5月21日改正

令和 2年 2月14日改正

令和 5年 2月16日改正

令和 6年 2月21日改正

令和 7年 3月 日改正

別表－1

江の川上流河川環境改善協議会 委員名簿

所 属 等	役 職	備 考
江の川漁業協同組合	代表理事組合長	
可愛川漁業協同組合	代表理事組合長	
一般社団法人三次観光推進機構	理事長	
江の川カップ道場	代表	
広島県 河川課	課長	
広島県 水産課	課長	
広島県 環境保全課	課長	
三次市 建設部	部長	
安芸高田市 建設部	部長	
国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所	所長	
国土交通省中国地方整備局 土師ダム管理所	所長	

(敬称略)

別表－2

江の川上流河川環境改善協議会 有識者名簿

所 属 等	氏 名	専 門	備 考
広島大学大学院教授	内田 龍彦	河川工学	
広島大学大学院教授	海野 徹也	魚類	
河川環境保全モニター	漆谷 光名	鳥類	
元祇園北高校教諭	内藤 順一	生態	

(敬称略 五十音順)